

〔備考〕

外交関係の回復に関する書

簡について

オーストラリア政府は、在本邦オーストラリア使節団から日本国外務省にあてた千九百五十二年五月一日付の口上書をもつて、サン・フランシスコで署名された日本国との平和条約の効力発生の日に両国間におけ

(条・四)

る外交関係を回復すべきことを提案してきた。これに対し、日本国政府は、日本国外務省から在本邦オーストラリア使節団にあてた千九百五十二年五月六日付の口上書をもつて、前記の提案を受諾する旨回答した。